

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条例名	旅館業法施行条例				
条例番号	昭和32年神奈川県条例第64号	法規集	第8編第6章第1節		
所管室課	保健福祉局生活衛生部環境衛生課				
条例の概要	旅館業法の規定に基づき、旅館業の営業の施設の衛生措置の基準、構造設備の基準その他旅館業の業務の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	旅館業法の規定により条例で定めることとされている衛生措置の基準、構造設備の基準等について定めているものであり、また、許可申請等の手数料も定めていることから、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定める構造設備の基準等には、宿泊料金の精算方法が多様化しているという現状にそぐわない点が認められることから、見直しが必要と思われる。			県所管域における 旅館業施設数 H25 1,242 施設 H24 1,291 施設 H23 1,343 施設
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める構造設備の基準等には、客室形態や食事に関する宿泊者のニーズが多様化しているという現状にそぐわない点が認められること、また簡易宿所の玄関帳場の規定については、旅館業法施行令との関係の整理、ホテル・旅館の構造設備の基準との整合を図る必要があることから、見直しが必要と思われる。  手数料の金額及び算定方法は明確であり、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合している。）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、「かながわグランドデザイン」の主要施策の政策分野の「安全・安心」の施策体系に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	旅館業法等関係法令の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しない内容である。			
	その他				
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		理由等  衛生措置及び構造設備の基準を、社会状況の変化に合わせ、かつ各施設の基準の整合を図るため改正を検討するが、運用の改善等の必要はない。		